

# スクエア カードローン

(令和2年12月1日現在)

1. 商品名	スクエア カードローン (三菱UFJニコス株式会社保証付)									
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満20歳以上、満65歳未満の方 専業主婦、パートの方も可能です。</li> <li>・勤務先または住居が滋賀県内で当組合の組合員あるいは組合員資格のある方。</li> <li>・三菱UFJニコス株式会社の保証が得られる方</li> <li>・当組合の他のカードローン契約のある方は除きます。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>10万円型(あんしん)</td> <td>50万円型</td> </tr> <tr> <td>年収</td> <td>原則として年収180万円以上の方 無職の方でも配偶者の年収が180万円以上のある方</td> <td>原則として年収180万円以上の方</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>約定弁済方式のカードローンとの併用が可能です。</td> <td>永住権を有する方</td> </tr> </table>		10万円型(あんしん)	50万円型	年収	原則として年収180万円以上の方 無職の方でも配偶者の年収が180万円以上のある方	原則として年収180万円以上の方	その他	約定弁済方式のカードローンとの併用が可能です。	永住権を有する方
	10万円型(あんしん)	50万円型								
年収	原則として年収180万円以上の方 無職の方でも配偶者の年収が180万円以上のある方	原則として年収180万円以上の方								
その他	約定弁済方式のカードローンとの併用が可能です。	永住権を有する方								
3. お使いみち	・自由 (事業性資金および旧債返済資金や投機など不健全な資金は除きます。)									
4. ご融資極度額	・10万円(あんしん)、50万円の2種類									
5. ご融資期間	・1年 (原則、65歳未満での自動更新ですが、更新できない場合もございます。)									
6. ご融資利率	・当組合所定の利率によります。(金利につきましては、窓口へお問い合わせ下さい)									
7. ご返済方法	・ご指定いただいた普通預金口座(総合口座)にご入金いただくことにより、随時ご返済に充当させていただきます。									
8. 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則不要です。ただし、保証会社の判断により必要な場合があります。</li> <li>・三菱UFJニコス株式会社の保証をご利用いただきます。</li> </ul>									
9. 利息計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回利息決算日の翌日から今回の利息決算日まで、毎日の貸越利息計算対象残高</li> <li>・(100円未満切捨)の累計額(積数)×年利÷365(円未満切捨)の方法によります。</li> </ul>									
10. 手数料	・不要									
11. その他										
12. 苦情処理措置、紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748-62-4100 受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。</li> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター(Tel.03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(Tel.03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(Tel.03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、</li> </ul>									

裏面に続きます

	<p>弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。</p> <p>※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p> <p>所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>
--	---

(以上)